

改正後	現 行
<p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p><u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは指定就労継続支援B型事業所とは別の場所で行われる就労継続支援B型を提供した場合(1の(4)に掲げる支援を行う場合をいう。以下この②において同じ。)又は施設入所支援を併せて利用する者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員、人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</u></p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)については、工賃向上計画(「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針)(平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「工賃向上計画基本指針」</u></p>	<p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p><u>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</u></p> <p><u>ア 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)については指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)以外の指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。</u></p>

改正後	現 行
<p><u>という。)における工賃向上計画をいう。以下同じ)を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)については、工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)及び就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合若しくは利用者に在宅において就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用者に対し就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における利用定員及び人員配置に応じ、算定する(就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)を算定している場合を除く)。</u></p> <p><u>(ア) 就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</u></p> <p><u>(イ) 就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)については、指定就労継続支援事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること(就労継続支援B型サービス費(Ⅲ)を算定している場合を除く)。</u></p> <p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉</p>	<p>ウ 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉</p>

改正後	現 行
<p>法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p><u>エ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）における</u>前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。</p>	<p>法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。</p> <p><u>また、</u>前年度の平均工賃月額は、以下の方法で算出すること。</p> <p>（ア） 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</p> <p>ただし、以下の場合は、工賃支払対象者の総数から除外することとするが、工賃支払対象者から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者については、当該月の工賃支払対象者から除外 ・ 月の途中において、入院又は退院した者については、当該月の工賃支払対象者から除外 ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、利用できなくなった月から利用可能となった月まで工賃支払対象者から除外 ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者については、工賃支払対象者の総数から除外

改正後	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者については、工賃支払対象者の総数から除外 (例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。) <p>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。 ただし、以下の利用者に支払った工賃は、工賃総額から除外することとするが、工賃総額から除外することにより平均工賃月額が低くなる場合には、除外しないことも認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月に支払った工賃 ・ 月の途中において、入院又は退院した者の当該月に支払った工賃 ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者に関しては、利用できなくなった月に支払った工賃と利用可能となった月に支払った工賃 ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスを利用している者に支払った工賃

改正後	現 行
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある者に支払った工賃 <p>(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額(円未満四捨五入)を算出する。</p> <p>ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2,000円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</p> <p>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <p>また、以下の場合にも前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚災害の指定を受けた地域又は災害救助法適用地域に、就労継続支援B型事業所が所在する場合であって、生産活動収入の減少が見込まれ、工賃支払額が減少する場合 ・ 激甚災害の指定や災害救助法適用の要因となった大規模な災害による間接的な影響により工賃支払額が減

改正後	現 行
<p><u>(二) 就労継続支援B型サービス費の区分の届出について</u></p> <p><u>就労継続支援B型サービス費の区分に係る届出については、原則毎年度の4月に行うこと。年度途中で新規に指定された事業所は当該指定を受けた年度において、初めて基本報酬を算定する前までに届出を行うこと。また、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定する場合は、工賃向上計画基本指針に基づき、工賃向上計画を都道府県（指定都市又は中核市にあっては、指定都市又は中核市とする。以下同じ。）に提出すること。なお、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））のいずれかの区分を届け出た後は、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅱ））又は就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）（若しくは就労継続支援B型サービス費（Ⅳ））との間での区分の変更については、当該年度中は原則想定していないこと（人員配置の変更に伴う区分の変更（就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）から就労継続支援B型サービス費（Ⅲ））は除く）。</u></p>	<p>少となったことが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>(三) 新規指定の就労継続支援B型事業所等</u>の就労継続支援B型サービス費の<u>算定</u>について</p> <p>報酬告示第14の1の注<u>6</u>の2については、<u>就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に当たって</u>、新規指定の就労継続支援B型事業所等において<u>初年度の1年間</u>は、平均工賃月額が<u>10,000円未満の場合であるとみなし</u>、基本報酬を算定する。年度途中で指定された事業所については、<u>初年度及び2年度目の1年間</u>は、<u>平均工賃月額が10,000円未満の場合であるとみなし</u>、基本報酬を算定する。<u>ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間は、支援の提供を開始してからの6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p><u>(四) 令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定について</u></p> <p><u>令和3年度における就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）及び就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）の算定に係る平均工賃月額の算出に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の実績を用いないことも可能とする。具体的には、次のいずれかの年度の実績で算出すること。</u></p> <p><u>ア 平成30年度</u></p>	<p>(二) <u>指定を受けた日から1年間</u>の就労継続支援B型サービス費の区分について</p> <p>報酬告示第14の1の注<u>4</u>の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において<u>指定を受けた日から1年間</u>は、平均工賃月額が<u>5,000円以上10,000円未満の場合として</u>、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、<u>当該年度及び翌年度の1年間</u>は、<u>5,000円以上10,000円未満の場合として</u>、基本報酬を算定する。</p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間</u>は、<u>5,000円以上10,000円未満の場合として</u>、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、<u>当該年度及び翌年度の1年間</u>は、<u>5,000円以上10,000円未満の場合として</u>、基本報酬を算定する。</p> <p>ただし、<u>新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間</u>は、<u>指定を受けた日から6月間</u>における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>イ 令和元年度</u> <u>ウ 令和2年度</u></p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p> <p><u>(一) 報酬告示第13の3のイの就労移行支援体制加算（Ⅰ）及びロの就労移行支援体制加算（Ⅱ）については、就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅱ）を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労（企業等との雇用契約に基づく就労をいい、労働時間等労働条件の内容は問わない。ただし、就労継続支援A型事業所の利用者としての移行及び施設外支援の対象となるトライアル雇用は除く。以下この④において同じ。）した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び平均工賃月額に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第13の3のハの就労移行支援体制加算（Ⅲ）及びニの就労移行支援体制加算（Ⅳ）については、就労継続支援B型サービス費（Ⅲ）又は就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）を算定している就労継続支援B型を経て企業等に就労した後、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（以下</u></p>	<p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱いについて <u>報酬告示第14の3の就労移行支援体制加算については、3の(4)の③の規定を準用する。</u></p>